

財務省告示第百五十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年三月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年四月九日
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二〇八 十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で千六百四十億円	円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。

九 発 行 日
十 行 価 格
十一 額 面 金 額 百 円 二 十 九

十二 初 期 利 子 率
十 一 年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト
平 成 十 九 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期

と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て 以 下 、
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第 二 期 以 後 の 利 子
毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日

を 支 払 っ て 、 各 支 払 期 に お い

て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

利 子 を 支 払 う 。

平 成 十 九 年 三 月 二 十 日

額 面 金 額 百 円 二 十 九

日 本 銀 行

平 成 十 九 年 三 月 二 十 日

償 還 金 額 限

償 還 金 額

元 利 金 支 額

払 込 期 日

平 成 十 九 年 三 月 二 十 日

十 七

十 六

十 五

十 四